

第4章
資料5 毒薬、劇薬

※毒劇物は試験には出ないが、質問が多いため比較のために記載した。

- 毒薬は**毒性**が強いもの、劇薬は**劇性**が強いものとして、厚生労働大臣が**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて指定する医薬品
- 薬効が期待される摂取量（**薬用量**）と中毒のおそれがある摂取量（**中毒量**）が接近しており**安全域が狭い**ため、その取扱いに注意を要するもの等が指定される

区分	毒薬	劇薬	毒物	劇物
	医薬品	医薬品	医薬品以外	医薬品以外
LD50の値	経口<30mg/kg	経口<300mg/kg	経口<50mg/kg	経口<300mg/kg
	皮下注射<20mg/kg	皮下注射<200mg/kg	経皮<200mg/kg	経皮<1000mg/kg
	静脈注射<10mg/kg	静脈注射<100mg/kg	吸入の規定もあり	
例	●医療用：多くの抗がん剤 ●要指導・一般用医薬品：なし	●医療用：多くのワクチン等、多くの医薬品 ●要指導医薬品：ED改善薬	青酸カリ、水銀、フッ酸、ヒ素 など	塩酸、硫酸、硝酸 など
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> ・14歳未満：交付禁止 ・その他安全な取り扱いに不安のある者：交付禁止 		<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満：交付禁止 ・その他規定あり 	
販売記録の保存	2年間		5年間	
表示				
	黒地に白枠、白字で、その品名および「毒」の文字	白地に赤枠、赤字でその品名および「劇」の文字	赤地に白色で「医療用外毒物」の文字	白地に赤色で「医療用外劇物」の文字
開封販売（=分割販売）	薬局、卸売販売業、店舗販売業：○ ※管理者が 薬剤師 である必要がある。 配置販売業：×			
貯蔵・陳列	鍵が 必要	鍵は 不要		
	他の医薬品と区別する			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り受ける者から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、署名又は記名押印された文書の交付を受けなければならない。 ・一般用医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはなく、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものは一部に限られている。 			